

# 山形県県産木材利用拡大緊急支援事業に関するQ&A

更新日：令和3年9月24日

No.	質問	回答
1	他補助金等との併用の可否について。	<p>原則として、<u>国費を財源とし、他の補助制度等との併用が認められていない補助制度との併用はできません</u>。なお、一部併用可能な制度もありますので、各募集案内等をご確認ください。</p> <p>また、「やまがたの家需要創出事業（住宅新築支援分）利子補給金交付要綱」に基づく県の利子補給制度や県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業との併用はできません。</p> <p>その他の制度については、国費が充当されているものを除き併用可能です（市町村独自の支援事業等）。</p> <p><b>【併用可能な補助金の例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・すまい給付金</li> </ul> <p><b>【併用不可な補助金の例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グリーン住宅ポイント制度</li> <li>・地域住宅グリーン化事業</li> <li>・外構部の木質化対策支援事業 ※1</li> <li>・やまがたの家需要創出事業（住宅新築支援分）</li> <li>・県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業 ※2</li> <li>・ZEH支援事業</li> <li>・ZEH+支援事業</li> </ul> <p>※1 補助の対象を分けることで、併用可能です。 （例：（店舗の場合）木堀…外構部の木質化対策支援事業、店舗…県産木材利用拡大緊急支援事業）</p> <p>※2 一部特例措置があります（質問No.2参照）。</p>
2	今年度すでに「県産認証材『やまがたの木』普及・利用促進事業」に申請をしたが、差額の交付を受けることは可能か。	<p>令和3年4月1日から本補助金の要綱施行日までに、「県産認証材『やまがたの木』普及・利用促進事業」で交付決定を受けた方のうち、要件（※）を満たす場合は補助金の交付を受けることが可能です。</p> <p>※国費を財源とする他の補助事業等の助成を受けていない、また今後も助成を受ける予定がないなど。</p>
3	募集期間は。	募集期間は令和3年7月21日から令和3年12月28日まで、先着順で受け付けます。
4	募集棟数は。	一般住宅は150棟、民間施設は予算の範囲内で受け付けます（なお、棟数には「県産認証材『やまがたの木』普及・利用促進事業」の募集棟数を含みます）。
5	交付対象となる「自ら居住又は運営するため、県内に新築する施設」とは。	<p>本事業の交付要綱で定める「自ら居住するため、県内に新築するもの」（一般住宅）とは、県内に自ら居住するため、一般住宅を新築（登記上、新築と記載されるもの）することをいい、分譲住宅や中古住宅の購入、リフォームは本事業の対象とはなりません。</p> <p>また、「自ら運営するため、県内に新築する」（民間施設）とは、県内に自ら運営するため、民間施設を新築（登記上、新築と記載されるもの）することをいい、店舗等併用住宅は、民間施設として取り扱いません。</p>